

企業向けセミナー

令和7年
労働施策総合推進
法改正
国会にて可決・成立(2025年6月4日)

 義務化

カスタマーハラスメント対策セミナー

～現場で役立つ対応と体制づくり～

2026年10月施行の改正労働施策総合推進法に伴い、中小企業におけるカスタマーハラスメントへの対応が義務化されます。本セミナーでは、クレームとカスハラの違いを理解し、法改正のポイントや実務事例を学びながら、自社に合った対応体制の構築方法を整理できるようにすることを目的として開催します。

北九州地区

令和8年5月26日(火) 14:00～16:00
TKP小倉駅前カンファレンスセンター
第1会議室
(北九州市小倉北区浅野2-14-2)

福岡地区

令和8年6月8日(月) 14:00～16:00
TKPエルガーラホール 多目的ホール1
(福岡市中央区天神1-4-2)

セミナー内容

 法改正の概要

改正労働施策総合推進法におけるカスタマーハラスメント対応義務、対象範囲、企業に求められる具体的な対応内容を解説します。

 クレームとカスハラの違い

正当なクレームとカスハラ行為の判断基準を、具体事例を交えて学びます。

 実務対応のポイント

記録・相談窓口・対応フロー・再発防止策など、企業が現場で実践できる対応策を整理します。

 質疑応答 等

対象

県内事業所の経営者及び管理職 等

定員

各回**30名**

※1事業所1名
※応募多数の場合、抽選により参加者を決定します。

 参加費
無料

申込期限

令和8年4月30日(木) 17:00まで

地域貢献活動評価項目
加対象セミナー

申込み・講師プロフィール・お問合せは裏面へ



セミナー講師

福岡県立福岡高等学校、京都女子大学卒業。

大手情報通信企業等で企画・経理・税務・総務・人事等の管理部門全般、統括を歴任。

また、労働組合の執行役員として、労使交渉の現場に身を置く。

2017年から約4年間、福岡労働局助成金センターの事業主支援アドバイザーとして、審査・調査業務、会計監査への対応等を経験。

現在、わかば経理労務サポートの代表特定社会保険労務士。顧問業務のほか、働き方改革等の専門家、労務監査、各種セミナー講師、カウンセリング業務等に従事。特に近年では、企業のメンタルヘルスやハラスメント対策、助成金支援にも注力している。



わかば経理労務サポート 代表
特定社会保険労務士
産業カウンセラー
ハラスメント防止コンサルト

若林 映里氏

お申込みはこちら

[対象] 県内事業所の経営者及び管理職 等

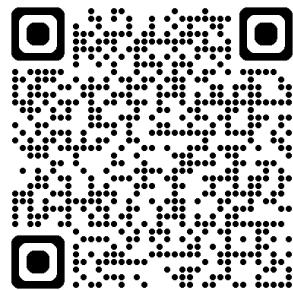
[定員] 各回30名（1事業所1名まで）

[参加費] 無料

[申込締切] 令和8年4月30日（木）17:00まで
※応募多数の場合、抽選により参加者を決定します。

[申込方法] 福岡県中小企業雇用環境改善支援センターHPよりお申込みください。
トップページ> 企業向けセミナー

https://www.koyo-kaizen.fukuoka.jp/seminar/seminar_join_01.cgi



お問い合わせ先



福岡県中小企業雇用環境改善支援センター
(公益社団法人 福岡県雇用対策協会)

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目4-2 エルガーラ11F

092-739-8733

Mail : info-seikikoyo@ssc-f.net

